

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
キルギス国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手順の流れ

キルギス国籍の方を特定技能外国人として受け入れるためには、在留資格認定証明書交付手続、在留資格変更許可手続や査証発給手続といった日本側の手続が必要となります。これに加え、キルギス側でも一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

●キルギスから新たに受け入れる場合

キルギス国籍の方をキルギスから新たに特定技能外国人として受け入れるためには以下の3つのパターンがあります。なお、キルギス側の手続の詳細については、末尾に記載しているキルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センター又は駐日キルギス大使館の連絡先にお問い合わせください。

1 直接採用パターン

雇用契約の締結

受入機関と採用予定のキルギス国籍の方との間で、特定技能に係る雇用契約を締結することになります。

2 キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センター利用パターン

(1) キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センターの利用

受入機関と在留市民雇用センターとの間で、人材募集に係る契約を締結し、受入機関は在留市民雇用センターに対し、求人情報や受入機関に関する情報等を提出します。在留市民雇用センターに提出した情報は、同センターのホームページで公表されます。

(注) 同センターの連絡先は、末尾を御参照ください。

(2) 雇用契約の締結

上記(1)の求人情報等を閲覧したキルギス国籍の方から受入機関に直接連絡があり、受入機関と採用予定のキルギス国籍の方との間で、特定技能に係る雇用契約を締結することになります。

3 認定送出機関利用パターン

(1) 送出機関について

キルギス労働・社会保障・移民省から認定を受けた送出機関を通じて求人をすることも可能です。

なお、キルギス労働・社会保障・移民省から認定を受けた送出機関の名称、連絡先等は、以下のURLを御参照ください。

労働・社会保障・移民省のURL

① https://migrant.kg/kg/services/employment-agency/?country_id=2

② <https://migrant.kg/kg/services/country/iaponiia/>

(注) ①及び②で掲載されている認定送出機関の情報は同一です。②のURLでは、認定送出機関の情報に加え、駐日キルギス共和国大使館の連絡先など日本で生活するキルギスの方向けの情報も掲載されています。

(2) 雇用契約の締結

受入機関と認定送出機関との間で、人材募集に係る契約を締結すると、認定送出機関は求職者に関する情報を受入機関に提供(※)し、受入機関は、採用予定のキルギス国籍の方との間で、特定技能に係る雇用契約を締結することになります。

※認定送出機関による求職者の人選を行う行為はあつせんにあたるため、仮にこのような行為を行うには日本国内の職業紹介事業者の許可を得る必要があります。

(3) キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センターへの登録【キルギス側の手続】

キルギスの制度上、キルギス国籍の方は、上記(2)のとおり雇用契約を締結すると、キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センターへその情報を登録する必要があるとのことです。

これ以降の手続については、共通の手続となります。

4 在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

雇用契約締結後、受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。同証明書が交付された後、雇用契約の相手方に対し、同証明書の原本を郵送してください。

5 査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日予定のキルギス国籍の方は、上記4で郵送した在留資格認定証明書を在キルギス日本国大使館に提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うことになります。

6 特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったキルギス国籍の方は、日本到着時の上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

●日本に在留する方を受け入れる場合の手続

1 雇用契約の締結

受入機関は、日本に在留するキルギス国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結します。

2 在留資格変更許可申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方であるキルギス国籍の方が特定技能外国人として就労するためには、この方が地方出入国在留管理官署に対し、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

在留資格の変更が許可されれば、手続は完了です。

○ キルギス側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

- ・ キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センター

〔所在地〕 Kyrgyz Republic 720010, Bishkek city, Toktogul street, 237

〔電話番号〕 +996 312 65 02 64

〔メールアドレス〕（一般的な問合せ用）borbor@migrant.kg

（受入機関用）japanemployment@migrant.kg

- ・ 駐日キルギス共和国大使館

〔所在地〕 東京都港区三田 1-5-7 〔電話番号〕 03-6453-8277

〔メールアドレス〕 kgembassy.jp@mfa.gov.kg